建築物省エネ法認定等手数料一覧表

平成28年4月1日

認定申請 建築物省エネ法第29条			
	(1)適合証の添付がある場合	(2)大臣が定める簡易な計算方法を用いる場合※1	(1)、(2)以外の場合
一戸建ての住宅※2			
S＜ 200㎡	5,000円	21,000円	42,000円
200㎡ ≦S	5,000円	23,000円	47,000円
共同住宅等※2			
S＜ 300㎡	11,000円	40,000円	85,000円
300㎡ ≦S＜ 2,000㎡	24,000円	70,000円	143,000円
2,000㎡ ≦S＜ 5,000㎡	55,000円	128,000円	244,000円
5,000㎡ ≦S	99,000円	194,000円	349,000円
住宅以外の建築物※2			
S＜ 300㎡	11,000円	108,000円	283,000円
300㎡ ≦S＜ 2,000㎡	33,000円	181,000円	458,000円
2,000㎡ ≦S＜ 5,000㎡	99,000円	294,000円	653,000円
5,000㎡ ≦S＜ 10,000㎡	158,000円	384,000円	805,000円
10,000㎡ ≦S＜ 25,000㎡	199,000円	461,000円	952,000円
25,000㎡ ≦S	249,000円	541,000円	1,086,000円
変更認定申請 建築物省エネ法第31条	認定変更部分の面積を申請面積とみなして、 上表認定申請の手数料の1/2とします。		
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請 建築物省エネ法第36条	認定申請（建築物省エネ法第30条）の手数料に同じ。		

※1：大臣が定める簡易な計算方法とは、一戸建ての住宅及び共同住宅等の場合は仕様基準とし、住宅以外の建築物の場合はモデル建物法とします。

※2：併用住宅等複合建築物の場合は別途定めがありますので、ご相談ください。